

（午後1時00分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）それでは、ただ今議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

1番目は学童保育についてです。最初に全国的な学童保育の現状について、少しお話ししたいと思います。

現在、全国には約2万箇所以上の学童保育があります。約85万人の子どもたちが通っています。この10年間で施設は7,046箇所、利用児童は30万人に増えましたが、まだ、小学校区に学童保育がない学区が3,855校もあり、2012年の保育所卒園児童の6割弱しか学童に入所できていないこととなります。また、政府が出した統計によりますと、小学校低学年の子どもを持つ母親の6割以上が仕事を持っており、そのうちの6割が1日に6時間以上の勤務をしているという報告もあり、約130万人の子どもたちが学童保育を必要としていると考えられます。

国は2017年までに学童保育の利用児童を127万人にするという目標を立ててはいるものの、現状では学童保育を必要としているのに利用できていない潜在的な待機児童は、まだ50万人近くいると推測されます。

次に橋本市においてですが、平成5年の橋本市に学童保育をつくる会発足以来、今年4月開校のあやの台小学校区学童保育所と平成24年度から補助金申請の対象となった民設民

営のNPO法人を入れますと、現在、市内では14箇所の学童保育所が開設しております。そしてまた、城山学童に関しましては、利用児童数の増加により、小学校の空き教室での対応が困難であるとのことで、今議会の補正予算でも新築の設計監理委託料が上程されているなど、橋本市においても着実に学童保育を必要としている家庭が増え続けております。

今、日本経済においては明るいきざしが見えてきているというものの、長引く不況や少子化、高齢化、また共働き、ひとり親家庭の増加や女性の労働力が見直されている中、今後ますます学童保育を必要とする家庭は増え続けていくことが予想されます。

このような中、政府は急速な少子化の進行や結婚、出産、子育ての希望がかなわない現状、子ども、子育て支援が質、量ともに不足している現状、また深刻な待機児童問題などの子育てをめぐる課題の解決に向けて、2012年8月、子ども・子育て関連3法を成立させました。この中の子ども・子育て支援法の新設により、市町村においても子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、学童保育も国の基準に基づき、各市町村が条例を定めることとなりました。

本市においては、学童保育を利用する保護者は年々増えてきていますが、運営主体が保護者会であることや、開設時間や保育料の違いなど、さまざまな問題が生じてきております。

そこで今回、学童保育の条例化に伴い、市として今後の学童保育の位置づけをどのようにお考えになるのかを何点かお尋ねさせていただきます。

①子ども・子育て支援会議のメンバーに学童保育関係者を入れて意見を聞くつもりはおありですか。②施設の広さ、設備、開設日時、保育料金などは市が独自で決めることができますが、どのようにされますか。③自治体によっては保育料に対して独自の減免措置をされているところもありますが、今後のお考えをお聞かせください。④平成24年度よりNPO法人が開設する民設民営の学童保育所にも補助金が出されることになりました。今後、さらにこのような民設民営の学童保育所が増えることが予想されますが、各小学校内の公設民営の学童保育所との競合や単年度で民設民営の学童保育所が運営を休止したときなど、継続的でない運営への対応はどのようにされるのですか。⑤公設公営にするつもりはありますか。⑥もし公設公営で運営しないのであれば、市として今後の学童保育所に関しての実施責任をどのように考えていかれますか。

次に2番目の質問は、橋本学校給食センターの建て替えについてです。皆さまもご存じのとおり、本市においては高野口学校給食センターと橋本学校給食センターという二つの学校給食センターがあります。高野口学校給食センターは比較的建設年度が新しいのですが、橋本給食センターは昭和47年に建設、昭和56年に増築ということで、今までにも何回と部分的に改修工事を行ってきておりますが、全体的に建屋自体も築40年余りが経過し、もう部分的な改修では対応できないような現状であると認識しております。子どもたちに安心安全の学校給食を提供するためには、老朽化している現在の橋本学校給食センターの建て替えが必要と考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

以上で私の壇上よりの質問を終わります。明快な答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石橋英和君）11番 土井君の質問項目1、学童保育に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（栢谷俊介君）登壇〕

○健康福祉部長（栢谷俊介君）学童保育についてのご質問にお答えいたします。

昨年、子ども・子育て関連3法が成立し、早ければ平成27年4月に本格実施されます。この法律の施行は消費税率の引き上げと連動しており、消費税増税分の財源約0.7兆円を投入して、認定こども園、幼稚園、保育所等への給付制度の創設や、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実など、幼児教育、保育、子育て支援の量と質の両面にわたる支援の充実が図られることとなります。学童保育の事業についても、この対象事業となっており、利用児童数の拡大や職員体制の強化などが期待されています。

1点目の子ども・子育て会議のメンバーに学童保育関係者を入れては、とのおただしでございしますが、子ども・子育て支援法の規定で、市町村に設置することが望ましいとされている子ども・子育て会議は、教育・保育施設の利用定員を定める際や国からの支援を受けるために必要となる子ども・子育て支援事業計画の策定、変更の際に意見を聞かなければならないとされており、本市においては、今議会に設置条例案を提出させていただきました。会議のメンバーに学童保育関係者を入れることについては、現時点では決定しておりませんが、国の子ども・子育て会議のメンバー構成が、子どもの保護者、児童を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等となっており、こうした構成を参考にして、バランスに配慮しながら判断してまいりたいと考えています。

2点目の施設の広さ、設備などをどうするのかとのおただしでございますが、子ども・子育て支援法の施行に合わせて児童福祉法も改正されることになっており、設備及び運営に関し、国が省令で基準を定め、これを踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなります。国から具体的な基準が示されていない現段階で、どのように制定するかをお答えすることはできませんが、開設日時や保育料などについて、国から基準が示された場合、市で基準を設定することが望ましいと考えています。

3点目の保育料の減免措置についてですが、現在、保育料やその減免措置については、各学童保育所の運営規定等で定められています。2点目でお答えしたとおり、保育料や減免措置についても国から基準が示された場合、それを参酌の上、市で規定することが望ましいと考えています。

4点目の継続的でない運営への対応でございますが、今年度、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査を実施し、平成26年度に各事業の量の見込みの検討を行い、これに見合った供給をどのように確保するかを子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことになっております。このように、計画において、学童保育事業の需要と供給のバランスを担保したいと考えています。また、2点目、3点目でお答えしたように、市で一定の基準を設定することで、安易に学童保育事業に参入することができなくなります。こうした取り組みを通じて、継続的な運営につなげていきたいと考えています。

5点目の公設公営についてですが、現在、行政改革大綱に基づき、市全体で民間活力の活用に取り組んでいます。また、保育園については幼保一元化5カ年計画に基づき、順次民営に移行しており、こうした中で、学童保

育所を公設公営へ移行することはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

6点目の今後の学童保育所の実施責任についてですが、本市の学童保育所は、保護者主導で立ち上げてきたすばらしい歴史と実績があります。基本的には今の運営方法でお願いしたいと思いますが、今後の課題として、運営主体を保護者から法人などへ移行することについても検討してまいりたいと考えています。

○議長（石橋英和君）11番 土井君、再質問ありますか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）6項目あるんですけど、ほとんど全てが関連しておりまして、ちょっと行ったり来たりするかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

まず、1番目の子ども・子育て支援会議のメンバーのことなんですけれども、これは橋本市の学童保育連絡協議会からも要望書が提出されているようでございます。その会議のメンバーの中に学童関係者を入れたいという要望書でございますし、また、本議会の議案の中にも、この子ども・子育て支援会議条例というのが上程されておりますので、さらっといきたいと思っております。

部長、おっしゃっていただきましたように、国が定めた子育て支援会議のメンバーがずっと列記してございます。そのメンバーを見てみますと、学童保育関係者がこのメンバーの中に入るというのは全くおかしくない。むしろ入らなければいけないような形になっているかと思っておりますので、児童福祉とそして教育、両方の観点を持つ学童保育の関係者をぜひ参画させて、メンバーの中に入れていただいて、そして十分に審議、計画、調査をしていただきたいと思っておりますので、この点については要

望ということだとどめておきたいと思います。

そして2番でございます。学童保育の条例化も、この子ども・子育て支援法の中に条例化しなければならないというふうに明記してあったように思うんですけれども、この学童保育の条例化というのは、いつまでにしないといけないというふうに通達というのは来ていますか。その辺、ちょっとお教えいただけますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）条例化につきましては、平成26年度までに条例化するよというふうにしております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）26年度といたしますと、今25年度で、来年度中には条例を制定していかなくてはならないということですよ。私がこの質問をするにあたりまして、学童保育のことを、中身のことはわかっているんですが、法的な整備のことをいろいろ調べてみましたら、現在、橋本市では14の学童保育所がある中で、公設と言われている、学校の中の別棟で建設されたところが9校ありますね。そして学校の中の空き教室を利用しているところは4校、そして24年度からは、民間ですね、NPO法人が建物を建てて運営しているところが1校ございます。今まで、私は何の不思議もなく、公が建てたものである、公設というふうに、学童保育を公設民営というふうに呼んできたんですけれども、よく考えて調べてみましたら、公設と行政用語で言っているにもかかわらず、設置管理条例というのはございませんね。今まで、あやの台小学校、それから私が議員になってからも隅田第2学童、それから新しくなった橋本小学校の学童保育を建てていただいたにもかかわらず、設置管理条例なるものは議会には出てこなかったと記憶しております。ということは、

正確には公の施設を民間の保護者会に無償で貸し出ししていると。多分委託もしていないので、委託契約も結んでいないというような、そういう不思議な感じになっているかと思うんですけれども、その辺の解釈はそれで正しいですか。また、それであるならば、それは法的には何ら問題がないということでしょうか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）今、設置条例がないということのおたがでございしますが、私どもが考えております設置条例というのは、あくまでもハードがあって、その中でソフトを運営していると。ハード面とソフト面両方について規定して、それがそういう形で運営されていくということで設置条例が必要なのでございますが、学童保育につきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、市は建物の所有者ということでございますが、その建物を利用して保護者の方が運営だけしていただいておりますということになりますので、市としては、その建物のみ所有者という形になりますので、設置条例というところまで考えておりませんでした。

昨年8月、子ども・子育て3法が成立しますので、その中で放課後児童クラブの設備、運営について、厚生労働省で定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めるということになりましたので、この基準の内容を検討するために、今、社会保障審議会児童部会というところで、放課後児童クラブの基準に関する専門委員会が設置されていまして、この基準をお決めになっているところでございますので、この条例制定、この基準ができた段階でそういうことも配慮に入れまして、必要な部分について見直しを行い、また不足する部分につきましては検討に入れて、平成26年度に学童保育の条例化をしてまいりたいと

思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）法的には、何ら問題はないという解釈でいいんですね。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枅谷俊介君）ないと考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）学童保育を、私も長年ずっと何回となく、議員にならせていただけてから質問させていただいていますが、一貫して当局側の答弁としたら、これは民間の保護者が最初に立ち上げた事業であるのでという、終始一貫そのご答弁だったように思います。

平成5年に、本当に働くお母さんたちが立ち上がって、民間のガレージなんかを使って学童保育所を立ち上げられたんですけれども、先ほどからもずっと申し上げましたように、市内でほとんどの学校で公設の学校の中の施設が建っているわけですよね。それも2,000万円近くの補助金を投入していただいて、そしてなおかつ14の学童保育には平成24年度の補助金額としては4,400万円近くが投入されておるわけでございます。この状態に至っても、まだなおかつ民間がやっていらっしゃる、保護者がやっていらっしゃることなので、市は場所を提供しているだけなのということが、私は通るのかなというふうに疑問を持っております。20年たつんですけれども、学童が建ってから、橋本市は、私が思うには常に和歌山県の中で学童保育に関してはトップランナーの位置やったわけですよ。たくさんでき上がってきて充実しているということに関しては。今回の質問に当たって、和歌山県下の9市町村を調べさせていただきましたら、橋本市を除く全ての市で学童保育が条例化されておりました。なおかつ、その条

例の中には、もちろん公設公営もありますし、保護者会運営であるとか社会福祉協議会であるとかNPO法人が運営をされている部分もありますけれども、市は、やはり最低限度の基準である保育料、そして開設日時、指導員の数等をきっちりと条例に明記して、やっぱり責任を持っていらっしゃるところが、橋本市以外、和歌山県下の8市では、全てそういう状況でございます。なのに、国からの基準が出てきてから考えるというような、そういうお粗末というか、おっとりした考え方でいいのかなと。常に先を越されているんじゃないのかなと、ほかの市町村にですね。そういう懸念があるんですが、現在、国で最低の基準が決められておりますのは、6年生まで。今までは3年生までが学童保育所に入所できるという基準をしておりましたが、小学校6年生までは入所できるということの改定と、そして人数ですね。指導員の人数、配置基準に関しての決定だけは行われていたように思います。あとの部分については、各市町村の現状に合わせた形で、ある程度国が基準を設けていくという、割と曖昧なというか、それぞれの市町村の現状を把握した上で市町村に任せていくんだよという、そういう見解やと思うんですけれども、ある程度、この20年以上、学童保育をずっとやってきているんですから、橋本市も、だいたい見通しというのを立てないといけないんじゃないですか。まだ国が言うてきいひん限りは保護者会運営でお願いしますで、そんな状況でいいんですかね。その辺お答えください。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枅谷俊介君）議員おっしゃるように、学童保育が県下のトップランナーということでございますが、このトップランナーという立場になりましたのは、やはり学童保育を保護者の方が運営してくれた、そし

て市のほうで設備整備のほうに力を入れることができた、ということは、橋本市の学童保育がこれだけ広まった、ほとんどの小学校で学童保育をすることができるようになったという源かなと、そういうふうには本市では考えております。

それで、もう長いことやっているの、基準についても市のほうで考えたらどうですかというお話でございますが、国のほうでは、放課後児童育成事業に従事する者及びその人数については従うべき基準ということ、それからその他の事項については参酌すべき基準ということで通知してきておりますので、やっぱり一応国の基準というものは見てみたいなど。今、国のほうでそういう専門委員会を開いておまして、学童保育専門の専門委員会を立ち上げておまして、それについて基準をつくっている段階でございますので、20年もやっているの、決めたらどうですかということでございますが、やはり国の基準が第一。それを見て子ども・子育て会議の中で討議もしていただいて、市のほうでかっちりしたものに決めていくのか、それから学童保育の状況に合わせて幅広い形で決めていくのか、その辺についても子ども・子育て会議の中で討議していただいて、市の中で決めていけたらなと思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）これ、条例制定が平成26年度ということは、平成26年の何月ですか。6月ですか。12月ですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（柘谷俊介君）いつまでということは決まっておりませんが、本市では4月から9月までにはきちんと決めたいと思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）なおかつ、4月から

9月までに決めて、条例ですから、議会を通さないと決められませんよね。議会に提出してきて、なおかつ子ども・子育て支援会議の中にその案件を盛り込んでいくという、そういう段取りでできるんですかね。そのスピード感で。何回話し合いができるんですか。時間的に私はどうも無理があるんじゃないかなと。ある程度市が、このぐらいの基準やったらやっていけるよということを持っていないと、何でもかんでも国が言うたとおりにしか動きませんということやったらおかしいでしょう。だから9市のうちの8市では、もう既に基準を全部細かく決めて条例化していますよということをおっしゃっているんで、橋本市もこれだけ14校もあって、なおかつそれだけの補助金を投入しているのに、まだ国が言ってこないという、そういうふうな考え方でいいんですか。これは5番と6番の、もう少し市が実施責任を持たなくてはならないのではないですかという質問にも入ってくるんですけども、部長だけに言っても仕方がないので、これはやっぱり市長なり副市長なり、市の最高責任者である方たちのご意見が反映されなければいけないと思っておりますけれども、それが不思議でならない、私にとっては。

現在の学童保育の現状というのを、多分部長はご理解いただいていると思います。毎年、学童保育連絡協議会のほうで、保護者が要望書という形で市長に上げていただいています。その中では、父母会運営というのが実質的になかなか成り立っていない現状がある。なぜかという、仕事をしている保護者が夜に何回となく会議を重ねて、指導員の給与面であるとかを全てにおいて決めなくてはならない。負担が大変大きいわけですね。なので、やはり何とかもう少し市が責任をとっていただいて、確かにNPO法人にするという動き

も若干あるんですけれども、そういうふうなことも含めて、もうちょっと市が責任をとっていただきたいということなんです。

現在、国のほうでは公立公営で行っている学童保育所が40%あるわけですね。市町村の委託事業が35%あって、あと指定管理が10.3%、9割弱が何らかの形で市町村に責任ある事業であるというふうに認識しているので、そろそろ橋本市も考えていただく時期に来ているのかなというふうに思います。

4番にもちょっと絡んでくるんですけれども、NPO法人が学童保育に参入するという事は、民間の力を利用するという事で、大変いいことなんです。現在の橋本市では、学童保育というのは、放課後児童健全育成事業の補助金規定で、児童福祉法の第6条の第2項の規定に基づきということになっているのと、橋本市では学童保育運営費補助金交付要綱で補助の要件というのが三つあるだけなんです。これをクリアすると、どんなNPO法人がこの学童保育の事業をしますと言っても認められて補助金が与えられるという基準になっています。

私が懸念しているのは、ここにも書かせていただいたように、大都市圏では、企業が、株式会社とかが学童保育に参入してきているという事例がたくさんございます。いろんなサービスを盛り込んで、企業型の学童保育がいっぱいできているんです。そうしたときに、学校の中には保護者会運営の学童保育があると。その学校の外には企業が運営している学童保育が乱立していくというような、そういう危険性が今後あるんじゃないかなというふうに懸念しているわけですね。だから、その辺のところを市は今後どのようにお考えになるのか。児童数も減っているけれども、学童の利用者は増えているということで、学童をどんどん建てていただいているんですけれど

も、そういう競争原理がこの学童保育の中に働いたときに、市は一体どのような対応をされるのかというのをお聞かせいただきたいんですが。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）今、議員がおっしゃられた競争原理が出たときに学童保育所がどうなっていくのか不安だということですが、保育所にしろ幼稚園にしろ、民間というのはございますので、それについての基準によって、基準をクリアするとそれをとめることができないということがございますので、橋本市でも、先ほどもお答えさせていただきましたように、子ども・子育て会議を通じて、きっちりした基準をつくる中で確かな法人に参入していただくという事で考えております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）確かな法人がどのようなぐらい確かなのかがわからへんから、継続的でなくて、単年度で1年間きり、その学童をやって、もうあとは参入しませんというので引くような企業が現れることもあるんじゃないですかという、そういう懸念を持っているわけですよ。公設民営で学校の中に施設を建てているわけですから、補助金を投入しているわけでしょう、国、県からいただいた。その保護者会運営の学童が学校の外にできた、新しいNPO法人が運営している学童保育所に全部子どもたちが行って、そこが1人もいなくなったときには、その公設で建てた学童保育は一体どうするんですか。補助金を返さなくていいんですか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）民間の学童が良い学童であれば、そこは問題ないと思います。民間の学童へみんなが行ってしまうということは、民間の学童が今現在運営されてい

る学童より良いから、民間の学童へ行かれるのであって、今の学童のほうが良いのであれば、今の学童のほうへとどまってくれればいいと思いますので、そういう心配はないかなと思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）保護者が運営しているんやから、保護者としたら、自分は起業家ではないので、そんな起業家のようなことをしてまで子どもを預けないで、全部お任せできる、同じ値段であれば、その学童のほうに行くでしょう。行くんですよ、だいたい。普通やったら。儲けも何もないんやからね。儲けが発生するんやったら、しんどいことをしても、公設民営の学童で運営していこうと頑張ることができるけれども、自分が別に何の儲けもなくて、ただ役員に当たったから役員を引き受けていますというような人たちがなかなか今これから先もやっていってくれるかというたら、それは不安があるんです。それは部長もご存じだと思うんですよ。ずっと要望書を届けていますんでね。今の保護者会運営が大変しんどい状況にあるというのは知っていただいていると思うので、だから、堂々めぐりになって、このまま続けても仕方がないんですが、今、現状の学童保育の保護者が直面している問題点を今後しっかりと市行政も認識し直していただいて、和歌山県内における他市町村の条例化等も検証していただきながら、今後の橋本市の学童保育に対する条例化をしっかりと進めていっていただきたいんです。私は全然のんびりしている暇はないと思います。ある程度、市のほうがリーダーシップ、イニシアチブをとって進めていかないと、あつという間に平成26年度の4月もしくは9月が来てしまいますよね。だからその辺、悠長に、国の基準が出てから国の基準に従ってと言うてる場合じゃないでしょう。だ

からしっかりと現在の運営している保護者会などの要望を聞いていくような作業をこれから進めていっていただけますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枘谷俊介君）議員のおっしゃるとおり、この間、子ども・子育て会議に関しまして、私たちが研修を受けたんでございますが、その中で、今の時期に出発すれば、全て運営的にはやっていけるであろうということで説明された方も言われていましたので、まだ決して遅い段階ではないと考えておりますので、じっくりと子ども・子育て会議を通じて研究しまして、いい学童保育をつくってきたいと思っております。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）補助金に関しても、和歌山市の学童保育を除いて、県下では補助金の額的には紀の川市に次ぐぐらいの2番目ぐらいの補助金額を橋本市は学童保育に投入していますので、やはりそろそろ橋本市としての実施基準をしっかりと明確に決めていただくことを要望いたしまして、1番目の質問は終わりたいと思います。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、橋本学校給食センターの建て替えに関する質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長（坂本安弘君）登壇〕

○教育次長（坂本安弘君）橋本学校給食センターの建て替えについてお答えいたします。

橋本学校給食センターは昭和47年に建築され、その後、昭和56年に増改築工事を、また平成23年には中学校給食実施のための改修工事を行っています。これまでの間、建物の改修、厨房機器の増設及び修繕などに対応しつつ、41年が経過しておりますが、議員ご指摘のとおり、基本的な建物構造やボイラーを含めた基幹的な厨房機材の多くは導入後相当期



間を経過し、老朽感が否めない状況であります。

教育委員会といたしましても、このような現状に鑑み、建て替えを含め、抜本的な改善に向けた方針決定の必要性について認識しているところでございます。

一方、将来的な学校給食の配食については、今後いろいろな角度、視野を持って調査研究しつつ、総合的に判断してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君）11番 土井君、再質問ありますか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）今後、建て替えを含めて検討していくということなんですが、私が議員になって6年目なんですが、6年前の新人議員研修のときに、全部の市の施設を回らせていただいて、橋本学校給食センターを見学に行ったときに、大変驚きました。あまりにも、こんなところで学校給食ができていくのかということで、同僚議員とみんなでびっくりして、その後、いろいろ要望とか提案を委員会のほうでさせていただいて、虫が入らないようなカーテンをつけていただいたり、天井の塗装を塗っていただいたり、屋上の防水加工をしていただいたり、トイレの水もれを直していただいたり、資料もいただきましたけども、本当に部分的な改修に関しては、相当お金はかけていただいているということは重々承知しております。しかし、このままでは本当に、ボイラーの話も出ましたけれども、多分2基ボイラーがあって、1基が壊れたときに1基のボイラーを使って給食がストップしないようにつくっているということなんですが、そのボイラーも大分古いというふうにお聞きしております、いつ給食がストップするかもわからない。そして建物の構造

上、天井がとても高くなっているので、調理室の空調が全くきかないので、夏場とかになりますと、50度、60度ぐらいの中で調理員は汗をたらたら流して調理しているという現状は多分変わらないですよ。その中で、どんなに努力をしたとしても、菌は目に見えませんが、温度はどんどん上がるところで調理しますと、努力をしたとしても努力には限界があります。何かの問題が起こってからでは、市の宝である子どもたちの口に入る食べ物で食中毒が起こったらどうするんですかという、そういう問題があるんです。委員会でもこういう話をさせていただいたときに、まず耐震がありますというふうなお答えを教育委員会のほうからいただいたと思います。命を守ることが大事なので、給食も命のなんですが、建物の耐震をまず進めますとおっしゃいましたよね。耐震工事はほぼ完了しましたね。次は、給食センターの建て替えしかないんじゃないですか。その辺のところ、教育長、どうですか。

○議長（石橋英和君）教育長。

○教育長（松田良夫君）議員ご指摘のとおり、橋本学校給食センターの老朽化については教育委員会の大きな課題であるというふうに、そういう認識をさせていただきます。ただ、給食センターを建て替えるとなりますと、建屋、それから特殊な厨房機器等の設置、かなりの財源をつぎ込む、そういう必要性があるというところで、今後、教育委員会として橋本給食センターの建て替えについて十分、教育委員会としての考えなり計画なり、進めていきたい。そのように考えてございます。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）教育長はそのようにおっしゃいますが、これはとても大事なことだと思えますよ。あした何かが起こるかもしれないですね。これは多分、市長判断にな

と思うんですが、常々、市長は子どもたちは橋本市の宝だというふうに言っています。この大切な宝物である子どもたちの口に入る学校給食が本当に安全で安心な場所でこしらえられて配食されているのかということに対して、やっぱり財源がと言うてる場合じゃないんじゃないですかね。だから、もう耐震が終わったらすぐに取りかかりますよというぐらいの気持ちで教育委員会も計画を立てていただかないと、今から計画して年度を考えてと言うてる場合じゃないと思います。6年間、私はずっと、いつになったら建て替えてくれるんだろうなということも含めて待っていたような状態なんです。耐震もやっと終わったし、中学給食も始まったし、あとはやっぱりいいのを建て替えて、本当に高野口給食センターと橋本学校給食センターの、メニューが今、若干設備が違うから違うメニューしかできないですよ。せめて1カ月には同じようなメニューの給食を橋本市全体で食べさせてあげられるような、そういう施設が今後早急に必要ではないかなというふうに思うんですけども、市長もしくは副市長、ちょっとお考えをお聞かせいただけませんか。このままでいいんや、もうちょっと待ってくれ、財源ないんやとおっしゃるんですかね。お答えいただけたらと思います。

○議長（石橋英和君）市長。

○市長（木下善之君）土井議員の質問でございますが、私は常々、教育施設については、これは絶対惜しまないという精神でおるわけでございます。ただ今のご質問にこうしますとはまだ言いかねますけども、ほかの施設もいろいろあるもんですから、文教関係については。そういう中で、教育委員会ともそこらあたりを詰めて、そしてできるだけ早い機会に、これは土地と建物全部をやりかえるといったら、やっぱり5億円、6億円は必要か

など。私も橋本の給食センターはちょいちょいと見にも行くんですよ。それは高野口とは問題にならん状態であるので、認識はしておりますので、ひとつ答えにはなるかならんかわからんですけども、土井議員のご発言を真摯に受けとめてまいりたいと思います。

○議長（石橋英和君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）私のご意見を真摯に受けとめてというありがたいお言葉をいただきましたので、早急に対応をしていただくように教育委員会としっかりと詰めていただいて、早急にこの問題については結論を出して進めていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）11番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、2時5分まで休憩いたします。

（午後1時50分 休憩）

（午後2時5分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

経済部長の発言を許します。

経済部長。

○経済部長（大倉一郎君）堀内議員からの質問で答弁を保留していました橋本市で捕獲したイノシシ等をおつらぎ町の民間解体処理施設に持っていきますかという質問でありました。確認をしたところ、おつらぎ町内の民間処理施設の規模が非常に小さいため、おつらぎ町内の処理でも量が多くて非常に困っておるということであり、橋本市からおつらぎ町への持ち込みはできないということでありました。

以上です。